

平成30年度

第1回水戸市千波市民センター運営審議会

日時:平成30年7月11日(水) 午前10時00分

場所:水戸市千波市民センター 2階 研修室

水戸市千波市民センター

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成30年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

(2) 平成30年度千波市民センター事業計画について

(3) 平成30年度千波市民センター定期講座申込み状況について

(4) その他

4 閉 会

平成30年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

(ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な活用方法を検討するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、内原地区（鯉淵，妻里，内原）の市民センター開所準備及び開所後の運営を円滑に実施し、コミュニティ活動環境を整備する。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいつくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(2)平成30年度 千波市民センター事業計画について

定期講座(教室・クラブ)

回数	開催期間	内 容	講 師	人数
10 ～ 45	5月から3月まで (一部8月休講)	教室：幼児ふれあい教室など3 教室 クラブ：男の料理など20クラブ 《合計23講座を開催》	<教室> 加藤一枝 先生 外2人 <クラブ> 羽鳥みよ子 先生 外18人	別紙 参照

いきいき健康クラブ

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
20	4月から3月まで 毎月、第1・3木曜日 9:30～11:30	軽体操やレクリエーション、会話 などを通じた交流と健康づくり。 ※ 対象：65歳以上	地域指導員 千波地区 8人	会員 48

シルバーリハビリ体操教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
22	4月から3月まで 毎月、第1・3月曜日 10:00～11:30	筋力や柔軟性の向上と生活動作 を楽にするため、いつでも、どこ でも、一人でも取り組める体操。 ※ 対象：6.5歳以上	水戸市シルバーリ ハビリ体操指導士 の会東部支部 10人	会員 40

元気アップ・ステップ運動教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
21 ～ 43	4月から3月まで 毎月 第1・3・5月曜日 第2・4火曜日 13:00～14:30(自主) 第2・4火曜日 15:00～16:30(継続ク ラブ)	足腰を中心とした筋力トレーニ ングとステップ台を使った有酸 素運動。 ※ 対象：65歳以上	水戸市高齢福祉課 運動指導員等 2～3人	自主 グループ 13 継続ク ラブ 12

寿大学講座

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
年4回 開催	6月11日(月) 10:00~11:30	開講式 【講話】 「交通安全教室」 高齢者向けの交通安全を楽しく学ぶ。	水戸警察署 交通第一課職員	参加 37
	7月18日(水) 10:00~11:30	【講話と実技】 「みんなで、健康寿命を伸ばしましょう」 健康寿命を伸ばすための運動と食事から栄養を取る大切さについて学ぶ。	水戸ヤクルト販売㈱ 橘みよ子先生 友部美佐子先生	募集 (70)
	9月10日(月) 10:00~11:30	【落語】 「出前寄席」 古典芸能の落語をみんなで聞いて楽しく笑う。	二松亭ちゃん平先生	募集 (70)
	10月10日(水)	【移動学習】 宇都宮市 「大谷平和観音」 「栃木県防災館」 閉講式	水戸市バス利用	募集 (40)

子育て広場

回数	開催期間	内 容	講 師	人数
21	4月から3月まで 毎月、第1・3金曜日	子どもの遊び友だちをつくり、育児を通して保護者同士の交流の輪を広げる。 ※ 対象：乳幼児と保護者	千波女性会による サポート	13組 27名

女性学級

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
年4回 開催	6月25日(月) 10:00~11:30	開講式 【講話】 わが家の防災「地震・風水害等に備えて」 災害に対する心構えや、日ごろからの備えにより被害を少しでも減らすための防災知識を学ぶ。	水戸市防災・危機 管理課職員 (いきいき出前講座)	参加 27
	9月5日(水) 10:00~11:30	【実技】 「レインボー体操」 無理なく筋力をつけ、転倒防止や骨折予防につなげるための体操を学ぶ。	健康運動指導士 磯崎幹子 先生	募集 (38)
	12月13日(木)	【移動学習】 足利市 「足利学校・鏝阿寺」 佐野市 「佐野プレミアムアウトレット」	水戸市バス利用	募集 (38)
	2月6日(水) 10:00~11:30	【実習】 「お雛様飾り作り」 紙粘土に飾り付け、オリジナルのお雛様を作る。 閉講式	講師 岩間けい子 先生	募集 (36)

ふれあい学級

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
年2回 開催	10月25日(木) 10:00~11:00	「親子リトミック」 軽快な音楽を使って、身体的・感覚的・知的に優れた子どもたちの育成を図る。	講師 酒井道子 先生 小松崎博子 先生	102
	2月(予定)	未 定		102

夏休み少年少女教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
1	7月31日(火) 8月1日(水) 両日とも 9:30~12:00 13:00~15:30	【図画実習】 「絵画教室」絵の具やクレヨン・鉛筆を使い、夏休みの課題作品に挑戦! ※ 対象：小学生全学年	講師 別所恵子先生	募集 (100)

冬休み少年少女教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
1	12月下旬 (予定) 9:30~11:30 13:00~15:00	【書道実習】 「書道教室」 小学生の冬休みの課題作品に対応する。 ※ 対象：小学校3~6年生	書道クラブ 高橋 司先生 岡崎千鶴子先生	募集 (60)

家庭教育強化事業

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
2回 開催	未定	未定		
	未定	未定		

普通救命講習会

回数	開催期日	内容	講師	人数
1	3月上旬	【3時間コース実習】 ・成人を対象とした心肺蘇生 ・AEDの操作要領 ・止血法等 ※ 対象：定期講座受講生	水戸地区救急普及 協会指導員	募集 (20)

千波地区の主な事業計画等

- ・千波学区お父さんソフトボール 6月10日(日) 元石川市民運動場 43名
3チーム参加によるリーグ戦を実施
- ・千波地区生涯学習視察研修 7月4日(水) 東京方面 40名
東京スカイツリー, 浅草, 江戸東京博物館
- ・千波学区ママさんバレーボール 7月13日(金) 千波中学校体育館
3チーム参加によるリーグ戦を実施
- ・童謡を唄う会～皆で歌いましょう 7月28日(土) 千波市民センター
- ・第42回南部ブロック球技大会 8月26日(日) 千波中学校
男子:ソフトボール, 女子:バレーボール
- ・千波地区ソフトバレーボール大会 9月8日(土) 千波中学校体育館
- ・千波学区敬老会 9月22日(土) 県民文化センター小ホール
招待者 1,806名(75歳以上)
- ・千波地区市民運動会 10月7日(日) 千波中学校校庭
スポーツの振興と体力増進を図り, 地域間の交流を深める。
- ・桜川水系クリーン作戦 11月3日(土) 逆川緑地(本郷橋～新米沢橋)
- ・千波地区三世代交流歩く会 11月11日(日) 片道 約3.5km
市民センター ⇒ 逆川緑地遊歩道 ⇒ 千波湖北岸
⇒ 黄門像前 ⇒ 偕楽園散策 ⇒ 黄門像前
- ・千波地区総合防災訓練 11月(未定) 千波小学校校庭
地域住民と小学校児童の合同訓練(第4支部)
- ・第37回千波ふれあいまつり 11月16日(金)～18日(日) 千波市民センター
作品展示会・芸能発表会・バザー・模擬店等
- ・第32回千波郷土かるた大会 12月1日(土) 千波小学校体育館
Aブロック(1年～3年生), Bブロック(4年～6年生)
ブロック別トーナメント戦
- ・千波地区クリーン作戦 12月16日 地区内幹線道路のゴミ収集

《 教室 》 平成30年5月～平成31年3月(★印については8月休講) 平成30年7月1日現在

教室名	開催日	時間	在籍数	講師名
スポーツ吹矢	第2・4(火)	9:30～11:30	10	小堀 淳子 先生 三橋 智恵子 先生
幼児ふれあい	第2・4(木)	10:00～12:00	10組 20人	川澄 直子 先生 加藤 一枝 先生
そば打ち	第1(土)	9:00～12:00	10	

《 クラブ 》 自主運営 ()は新会員数

教室名	開催日	時間	在籍数	講師名
ペン習字	第1・3(月)	13:30～15:30	17(0)	長山 素龍 先生
生花(小原流)	第2・4(月)	10:00～12:00	13(0)	赤津 恵美子 先生
レザークラフト	第2・4(月)	13:00～15:00	8(0)	奥田 富子 先生
太極拳	第1・2・3(月)	18:00～21:00	10(1)	星野 明 先生
パン作り	第1(月)	9:30～13:00	10(4)	鈴木 三智 先生
コーラス	第1・3(火)	10:00～12:00	19(2)	緑川 弘子 増淵 亜依 先生
英会話	第1・3(火)	13:00～14:30	16(1)	セファ・ケスキン 先生
書道	第2・4(火)	10:00～12:00	7(2)	高橋 司 先生
歌謡	第1・3(水)	19:00～21:00	24(5)	上杉 京子 先生
卓球Ⅱ	毎週(水)	13:00～15:00	14(1)	大庭 京子 先生
菓子づくりA	第2(水)	9:30～12:30	9(0)	塚原 秩子 先生
琴(山田流)	第2・4(水)	13:00～15:00	7(1)	井坂 郁子 先生
菓子づくりB	第2(木)	9:30～12:30	7(2)	塚原 秩子 先生
絵手紙	第2・4(木)	13:00～15:00	15(0)	鯨 和子 先生
美骨ストレッチ	第1・3(木)	13:30～14:30	7(0)	加藤 一枝 先生
卓球Ⅰ	毎週(木)	13:00～15:00	21(2)	深谷 久子 先生
ヨガ	毎週(金)	10:00～12:00	24(4)	小林 恵美子 先生
ピラティスA	第2・4(金)	14:00～15:00	18(3)	岡田 典子 先生
ピラティスB		15:30～16:30	17(1)	
男の料理	第4(土)	10:00～12:00	14(2)	羽鳥 みよ子 先生

277名(31)

3教室 40名

20クラブ 308名

※合計 23講座 348名

水戸市市民センターの取扱について

(1) 収納状況及び証明書等（平成29年4月から平成30年3月）

市民センター名	市税等収納		証明書			
	収納件数	金額（円）	印鑑証明 件数	戸籍証明 件数	住民基本 台帳証明 件数	その他 証明件数
五 軒	—	—	1,773	1,132	2,088	1,764
新 荘	—	—	1,031	534	1,063	961
城 東	—	—	1,393	604	1,860	2,035
竹 隈	—	—	1,520	1,110	1,926	1,504
常 磐	—	—	1,714	721	1,979	1,878
緑 岡	5,180	85,807,775	3,633	1,421	4,769	4,829
寿	—	—	2,354	868	2,922	3,511
上大野	1,601	26,115,933	637	196	538	554
柳 河	1,265	22,782,636	896	423	750	909
渡 里	5,785	97,677,092	2,295	1,061	2,638	2,358
吉 田	4,155	70,423,601	3,305	1,369	3,537	3,568
酒 門	5,825	101,696,873	3,207	1,073	3,406	3,939
石 川	—	—	792	357	1,070	1,108
飯 富	1,806	28,080,045	699	584	750	858
国 田	2,542	36,896,281	619	455	601	718
桜 川	—	—	906	315	967	1,090
上中妻	—	—	354	155	324	380
山 根	142	1,860,620	148	79	133	144
見 川	—	—	1,459	509	2,054	1,925
千 波	—	—	1,225	453	1,516	1,147
見 和	—	—	2,004	839	2,950	3,136
双葉台	—	—	1,120	507	1,433	1,398
笠 原	—	—	2,664	871	3,319	3,334
赤 塚	—	—	654	218	871	1,059
吉 沢	—	—	2,434	782	2,739	2,913
堀 原	—	—	906	438	1,225	1,276
下大野	298	3,713,040	90	46	102	100
稲荷第二	331	5,452,368	371	183	352	379
大場	595	9,871,630	320	103	262	256
計	29,525	490,377,894	40,523	17,406	48,144	49,031

水戸市市民センターの利用状況について

(平成29年4月から平成30年3月)

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)
三の丸市民センター	2,011	28,724
五軒市民センター	2,641	31,861
新荘市民センター	1,850	29,187
城東市民センター	1,298	19,903
竹隈市民センター	1,463	23,564
常磐市民センター	2,070	34,563
緑岡市民センター	1,237	20,015
寿市民センター	1,053	17,043
上大野市民センター	777	10,144
柳河市民センター	1,224	14,553
渡里市民センター	1,518	24,467
吉田市民センター	1,549	24,642
酒門市民センター	1,055	14,413
石川市民センター	1,936	33,641
飯富市民センター	619	8,727
国田市民センター	858	10,430
桜川市民センター	2,157	33,390
上中妻市民センター	1,338	17,229
山根市民センター	889	11,364
見川市民センター	1,206	19,297
千波市民センター	1,409	20,025
見和市民センター	2,087	39,715
双葉台市民センター	1,830	32,959
笠原市民センター	1,397	19,781
赤塚市民センター	1,290	15,648
吉沢市民センター	1,005	13,600
堀原市民センター	1,689	29,546
下大野市民センター	625	9,281
稲荷第一市民センター	836	11,025
稲荷第二市民センター	1,301	17,488
大場市民センター	968	13,027
合計	43,186	649,252

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消をしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するとき、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

水戸市千波市民センター運営審議会委員名簿

任期：2018年4月1日～2020年3月31日

《順不動・敬称略》

	氏名	住所	電話	備考
1	しどみ あき お 蒨 彰 男	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
2	わ だ まさ ひこ 和 田 雅 彦	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
3	よし の よし あき 吉 野 由 昭	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
4	まさ い あき ひろ 政 井 昭 弘	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
5	すだ えり な 須 田 絵 梨 奈	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
6	しどみ きよ こ 蒨 喜 代 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

水戸市千波市民センター職員名簿

	役職名	氏名	在職年数	備考
1	所長	せきね ひでのり 関根 英紀	1年3ヵ月	
2	嘱託員	あおやま としえ 青山 敏江	6年3ヵ月	
3	嘱託員	おおさわ あゆみ 大澤 歩	3年3ヵ月	
4	嘱託員	すのう やよい 須能 やよい	3ヵ月	

市民センターにおける土曜執務体制の見直しについて

1 これまでの経過

全市民センターを対象に土曜利用実態調査を実施するとともに、地区会長及び市民センター運営審議会委員にアンケート調査を実施した。

年 月	取組内容
平成 29 年 4 月	土曜利用実態調査及び課題抽出（全市民センター）
10 月	土曜利用実態調査（全市民センター） 水住協役員会・理事会において趣旨説明及びアンケート依頼 地区会長及び市民センター運営審議会委員アンケート調査
11 月	アンケート回収
12 月～	アンケート集計及び課題整理等

2 土曜利用実態調査及び課題抽出について

(1) 対象者

市民センター長 31人（全市民センター）

(2) 調査内容

調査項目	調査結果, 意見・課題
1 土曜執務時の窓口来所者数及び来所目的	4月15日(土)平均3.15人(内:施設使用申請36%) 22日(土)平均2.70人(内:施設使用申請44%) 10月7日(土)平均1.54人(内:施設使用申請52%) 14日(土)平均2.90人(内:施設使用申請40%)
2 土曜開所のメリット	・平日来所困難者対応が可能 ・事務室不在時に施錠する部屋の使用が可能 (調理室・印刷部屋等)
3 土曜開所のデメリット	・一人勤務による防犯体制が不足する ・振替勤務により, 平日勤務の人員が不足する
4 土曜閉所とした場合の問題点等	・平日来所困難者対応が不可能となる ・事務室不在時に施錠する部屋の使用が不可能となる (調理室・印刷部屋等) ・休日夜間管理人対応時間の増加 ・土曜開催の市民センター事業の継続

(3) 調査結果の総括

窓口来所者数が少数であることに加え、金銭を預かる窓口としての防犯体制や平日の勤務体制への影響など、土曜執務の見直しが必要である現状が確認できた。

ただし、事務室が不在となることに伴うサービスの低下を最小限に留めるために、対応策については十分な検討が必要である。

3 アンケート調査について

(1) 対象者

地区会長 32人
 市民センター運営審議会委員 172人（地区会長重複者を除く）

(2) アンケートの設問及び回答

回答率 79.4% (162/204)

	設問及び回答	意見（抜粋）
1	<土曜日窓口業務を行わないことへの変更について> ・変更はやむを得ない・・・・・・・・・・85.8% ・現状のまま継続・・・・・・・・・・9.3% ・その他・・・・・・・・・・4.9%	・隔週で対応してほしい。 ・変更が望ましい。
2	<毎週土曜日に事務室が不在となった場合、支障をきたすと思われる事案について> ・特に支障はない・・・・・・・・・・66.7% ・地域行事の際支障がある・・・・・・・・24.7% ・活動が維持できない・・・・・・・・0.0% ・その他・・・・・・・・・・8.0% ・無回答・・・・・・・・・・0.6%	・市民運動会等開催時には協力願いたい。 ・調理室の使用について、協議が必要（刃物・火気等） ・土曜日の会議時に、職員への問い合わせ等ができない ・図書コーナー利用者へ配慮をしてほしい。
3	<窓口業務を行わない時間の、市民センター利用希望について> ・コミュニティルームを活用したい・・・・32.1% ・コミュニティルームの鍵を預けてほしい・13.0% ・その他・・・・・・・・・・29.6% ・無回答・・・・・・・・・・25.3%	・コミュニティルームの運用を協議したい。 ・行事の支援は、引き続きお願いしたい。 ・部屋の貸し出しは継続してほしい。

(3) アンケート結果の総括

土曜日執務の見直しについては、概ね理解をいただけていると推測できるが、地区行事やコミュニティルームの利用方法等、市民センターの支援体制について不安の意見が寄せられていることから、見直しに伴う影響などについて、丁寧な協議と説明が必要である。

4 課題及び対応策

(1) 土曜利用実態調査における課題及び対応策

	課題	今後の対応策（案）
1	休日夜間管理契約時間の変更	契約時間変更に向けた協議
2	施錠している部屋（調理室・印刷機設置部屋等）の利用方法	各施設の実情に合わせた変更を検討
3	休日来所困難者への配慮（使用申請・ボランティア袋交付等）	・使用許可申請については郵送による申請方法を確立 ・その他の申請は、平日対応困難な事例を個別に検証
4	土曜開催事業の運営	運営方法の検討

(2) アンケート調査における課題及び対応策

	課 題	今後の対応策 (案)
1	地区行事開催時への対応及び行事への支援	地区行事開催時においては、職員振替出勤で対応 (現在も同様)
2	土曜日の職員への問い合わせ等	平日対応を前提とし、書類の提出等はポスト等の利用方法を整理
3	コミュニティルームの運用	各地区と各市民センターで、コミュニティルームの活用方法を検討
4	図書コーナー利用者への配慮	近隣図書館の案内を充実
5	効果的な周知方法	周知期間及び周知方法を検討

5 今後の予定

平成 31 年度からの土曜執務体制見直しに向けて、土曜利用実態調査等における課題への対応を行うとともに、各地区の実情に応じた協議を行う。